2008 賃金確定　人間をもの扱いするな！

学校から３つの不安・貧困をなくす一歩に

高教組青年部も参加した全国青年大集会２００８（同実行委員会主催）に4800人

高教組　臨時教職員問題、超勤縮減に全力！

今、全国に「格差と貧困をなくせ」の運動と世論が広がっています。私たちの職場・学校にも大きな不安・貧困が存在します。「学費の心配をしないで学びたい」と願う生徒たち、「将来の心配をしないで働きたい」と願う臨時教職員、そして、多忙化とストレスで精神疾患が激増している正規教職員。

08賃金確定闘争にあたって、高教組は、学校から、これら3つの不安・貧困をなくすために全力を尽くします。

兵庫高教組新聞

発行所
神戸市中央区北長狭通5-2-10
兵庫県高等学校教職員組合
TEL 神戸(341)6745～6747
E-mail
honbu@hyogo-kokuyoso.com
http://www.hyogo-kokyoso.com
発行人　津川知久
編集人　岩崎善行
印刷所　高教組本部

定価　1部　20円
半年分　120円

組合員の購読料は組合費含め徴収

08確定特集号

臨時教職員は「駒」ではない！

ひどい！正規に採用すべき定数内の常勤講師が、なんと１１００人

兵庫県の県立学校には、本来正規に採用すべき定数内の常勤講師が、なんと１１００人も常用されていることを人事委員会が明らかにしました。ここに、臨時教職員の苦しみの根源があります。

地方公務員法では、1年以上継続する職には正規職員を充てることになっています。

公務の職場でまかり通る違法・脱法状態の解消に向けて、大きく舵を切らせましょう。

「同じ学校にせめて3年間」職員も学校も同じ想いです

せっかく任用が継続されても、2年たったら有無をいわさず別の学校へ。技能労務職の場合は1年ごとに学校を転々。

「仕事の継続ができない」「担任団が解体」など、学校に与える損失も重大です。同一校任用年数の制限緩和は当たり前の要求です。

ひどい！「警報で授業がないので、今日の報酬はでません」非常勤講師も月給制に！

兵庫の県立学校には、約１５００人の時間講師が1万時間を超える授業を担当しています。

週20時間の授業を持ってフルに働いても、年収は２００万円に届きません。その上、8月は無収入。学校行事や警報などで授業がなくなるとたちまち収入がなくなります。次年度の任用の保障も全くありません。

さらに、授業しか勤務とみなされないため、社会保険や雇用保険からも排除されています。

これでは、安心して生活できません。

時間講師の「報酬」を月給制にすることは喫緊の課題です。

大阪や京都は月給制で、一定の持ち時間の講師は、社会保険や厚生年金、雇用保険に入れます。

また、何年働いても給料が全く上がらない介助員さん等の待遇改善も大事な課題です。

全教職員の力で、是非改善させましょう。

「安心して働き続けたい！」教員採用数の大幅増と、希望する臨時教職員の雇用継続を

担任をするなど、正規教員と同等の仕事をこなしている常勤講師。それなのに、毎年4月には、雇い止めや遠方に飛ばされる不安がつきまといます。

人間が大切にされるべき教育の現場で、懸命に頑張っている臨時教職員の「駒」扱いは、絶対に許されません。

当面、採用数の大幅増と、希望する臨時教職員の任用継続について、県教委に責任を持たせましょう。

超勤縮減でゆとりある職場を！

人事委員会も認めた！労働時間は1日7時間45分

人事委員会は、「民間の所定内労働時間は1日あたり7時間43分。県職員の勤務時間も民間に合わせて見直しを」と報告しました。

休憩時間延長で始業・終業時刻を変えず、などというごまかしを許さず、勤務時間の短縮を実現させましょう。

超勤の縮減を

猫の目のように変わる上からの「改革」押しつけや、競争の教育のために、多忙化が進み、生徒と向き合う時間が奪われています。

超過勤務で身体や精神を壊す教職員の実態も貧困の一つ。多忙化解消は、教職員を守ると共に、教育をよくすることにつながります。

「貧困・不安定雇用をなくせ！」の大きな潮目の変化

今の非正規労働者問題の根源は、99年の派遣労働の原則自由化です。そのときは、共産党以外のすべての政党が賛成しました。

しかし、労働組合等の運動が広がる中で、今やすべての政党が労働者派遣法の改正を主張するようになっています。

今、青年が立ち上がって、青年の半数が非正規労働者という状況を大きく動かそうとしています。（写真上）

生徒の貧困を直視して、教師としての役割を果たそう！

格差と貧困の広がりの中で、就学に困難を抱える生徒が激増しています。奨学金の充実などと共に、家庭の貧困の実態を直視して、修学旅行や副読本、模擬試験など負担を見直すことが必要ではないでしょうか。

反貧困ネットの湯浅誠さんは、「労働者の権利を守る労働法の知識や労働組合の作り方、生活保護の申請方法など、貧困に立ち向かうための知識を学校で教えて欲しい」と、教師への期待を語っています。

―2008賃金確定 要求実現の展望は？―

金の使い方を変えれば、教育も生活も守れる！

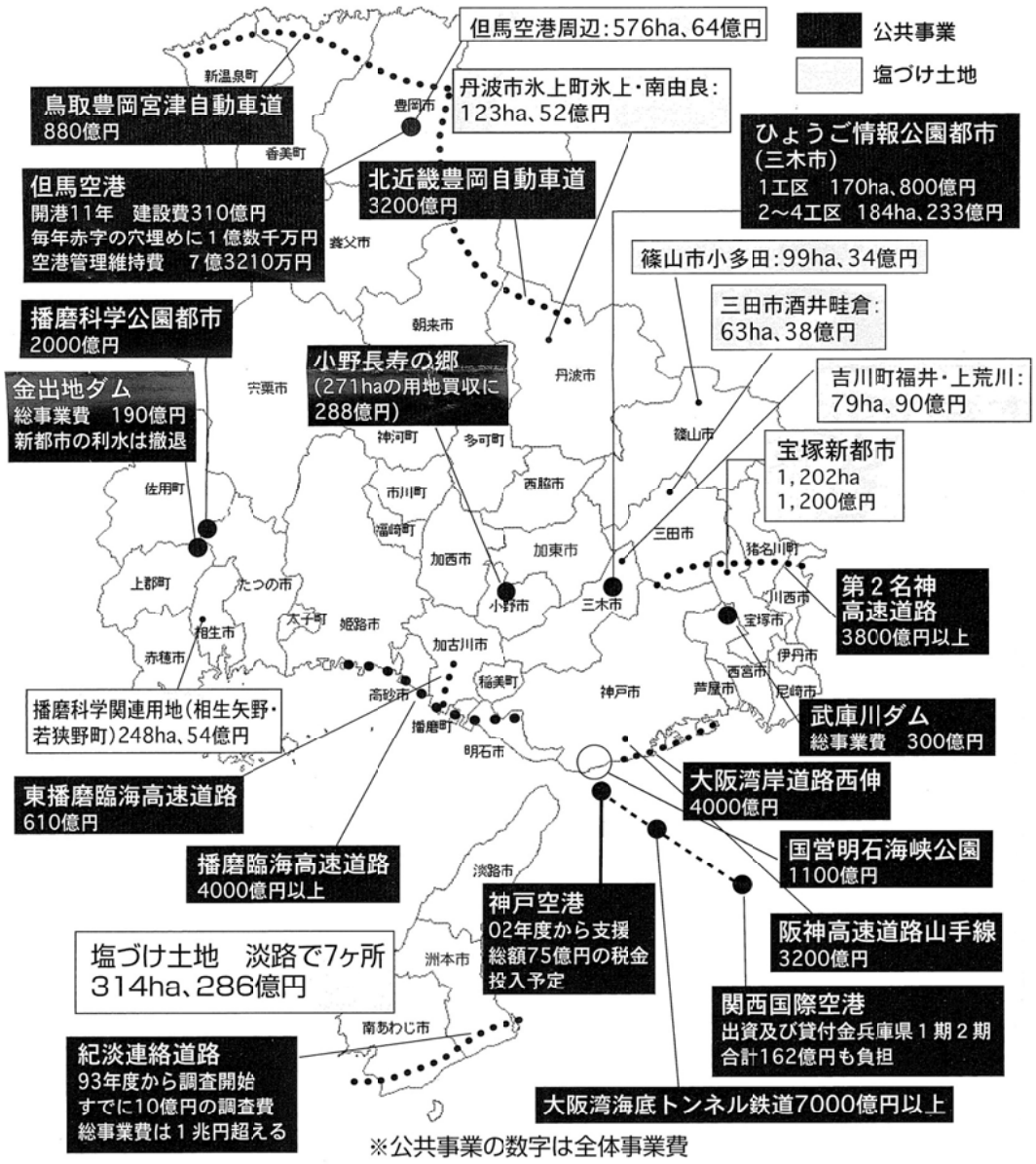

民間より２万円以上低い公務員賃金

人事委員会の調査によると、行革による賃金カットの影響で、兵庫県の公務員賃金は、民間より５・25％、２万円以上下回っています。

ところが、人事委員会は「行革による給与削減をなかったものとして」民間と比較を行い、賃上げの必要はないという不当な勧告を出しました。

やむを得ないのでしょうか？

無駄遣いを続ける兵庫県

左の地図をみてください。兵庫県が買い入れた使うあてのない塩漬け土地が１８００億円分。不要不急の公共事業計画も目白押しです。こんな無駄を放置して、「財政赤字だから、福祉も医療も教育も予算を削減、県職員の賃金カット、人員３割カット」の「新行革プラン」のおしつけとは、政治の方向が間違っています！

切り捨てられる学校教育、学校配当予算は８％削減

各県立学校に配当される教育予算のうち、維持管理費と教育振興費は07年度は48億１６００万円、08年度は44億２７００万円と４億１１００万円も削減されています（いずれも当初予算）。これだけでも、単純平均で１校あたり約２３０万円の減。文化行事も部活引率旅費も、必要な教材も「予算がない」のひとことで切り捨てられる学校でよいはずがありません。

義務教育等特別手当削減は許さない

教員には、人材確保法による優遇措置として、３・８％程度の「義務教育等教員特別手当」が支給されています。文部科学省は来年１月から一方的に予算を削減し、３％程度に引き下げるとしています。その教諭で、月額１４００円（初任給）～３９００円（最高号給）程度の賃下げになります。文科省は、それを財源にして、「メリハリある賃金体系」と称して、主幹教諭等の処遇改善等を行う考えです。

義務教育特別手当の財源は、国が１／３負担するに過ぎません。まして賃金の独自カットをしている兵庫県では、さらなる賃下げなど絶対に認められません。

教職員を分断し、教育を破壊する「メリハリ」や成績主義賃金反対！

民間では、成果主義賃金の破綻が明らかになり、見直しが始まっています。そのような制度が教育の現場に馴染むわけがありません。

高教組は、成績主義賃金と結びつくおそれのある「教員評価育成システム」の本格実施を許さず、廃止を要求して奮闘します。

県民・国民的な運動と合流しよう！

今、後期高齢者医療を守れ、不安定雇用をなくせ、病院統廃合反対など、要求を出発点にして、大企業中心の国政・県政のあり方を変えようという運動が広がっています。

こうした流れに合流して、教職員の賃金改善と県民・国民生活を守る課題を結合して確定闘争をたたかうことが勝利のポイントです。

また、総選挙は政治のあり方を変える絶好のチャンス！「投票一揆」を呼びかけます。

２つの署名にご協力下さい

後ほど回覧します

以上のような要求を実現するために、高教組は「２つの署名」に取り組みます。臨時教職員を含めて、すべての教職員のご協力をお願いします。

08賃金確定８大要求署名

1．生活改善につながる賃金改善を行うこと。義務教育等教員特別手当を削減しないこと

2．臨時教職員の賃金・待遇を抜本的に改善すること。

3．人事委員会の報告を踏まえて、勤務時間を短縮すること。

4．県行革による基本給、諸手当の削減を中止すること。

5．超過勤務削減とメンタルヘルスの増進を緊急の課題と位置づけ、実効ある措置をとること。

6．職場に分断を持ち込み、職員の士気を低下させ、教育を破壊する「教職員人事評価・育成システム」の本格実施・成績主義賃金の導入を行わないこと。

7．燃料の高騰を考慮し、通勤手当や寒冷地手当を改善すること。

8．介助員や時間講師など、非常勤嘱託員の「報酬」を行革の対象にせず、大幅に改善すること。

臨時教職員署名

1．正規教職員採用者を増やし、本来正規教職員で充てるべき定数内の職を臨時的任用者で充てることをやめること。

2．臨時教職員の賃金・待遇を抜本的に改善し、正規職員との均衡を期すこと。

3．時間講師の給与を月給制にし、一定の時数以上を担当する時間講師には社会保険や雇用保険が適用されるようにすること。

4．同一校勤務の年数制限を緩和するとともに、希望する臨時教職員については、次年度の任用について丁寧に対応すること。

5．すべての臨時教職員が学校における健康診断を受診できるようにし、次年度採用時の健康診断に利用できるようにすること。利用できない場合には、費用を負担すること。

7．教員採用試験の採点基準等の公開と結果の本人への開示をすすめ、一層透明化を図ること。

8．長期休業中のすべての期間において、すべての臨時教職員の任用を継続すること。